

此規約ニテナトモレシテ署候ムコトニナレバ第ナ一
条亦十五条ニハ種々ナル大問題ナリキ起シヘシ又
カト思ヒ此ニツクノ事ニ付シテ御存ヘ歛ヒマスナニ余
案急事項ト云フ所カアリマス決議及修正ナニ余
計シテ緊急事項ト云フモノハ決議提出修正ト云フ
ト十五条ノ大会ニ始ラト云フニツク付スル説明ナシテ
中央委員会ソハ後莫ハ大会ニ始ラト高士三ニ達構スル
デアトマス然シ次ラ舉會ナ申上ゲマスレバソレハ莫
權能ハ中央委員会附掛シテ復ナタライ、デアリマス
主導・主任等ナハ一大会ニ付シテ遂舉會ナケレバナシ
トスレハ勿希、場合例ハ欠員、失休タル様、時
々大会ヲ召集シナケレバナラント云フ格ニタルシス
カラ

集
右之レニ色々ノ意見カアリマス、ゾ法規委員会
カアリマスカウ其ノ方ゲ審議ナシヒタイト思ヒマス莫寧ハ
議案、文書ニ付テモ模倣ニシテ審議シメイト思ヒマス
ルカホタシシテ考クノ時也テ要スル問題がアル、デヨハ
シテツツシテ審議シテ行ウト一岐、議案がホツニ
ナルカ大会ヲ正勧シナケレバナランコト、ナリマスノテシテ
法規委員会ニ通ガレンコトナ希望致シマス

集
右ノ事、前二オ賀固ナ致シマスニ十五条ニ
本総合監ハ聯合会即ケーント云フ所カアリマスカ之
ハ莫、文書ハ大政聯合会、称ナシノデ此、聯合會設
立、趣旨ニ及スルモノト思ヒマスシノ事テハハツキリト
シテ置キタイト考ヘマス

中央委員会今トシテハ原則、聯合會設立を勧スル